

議員提出議案第2号

守口市議会委員会条例の一部を改正する条例案

守口市議会委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年5月18日提出

守口市議会議員	真	崎		求
同	服	部	浩	之
同	小	鍛	宗	親
同	池	冶	一	夫
同	上	嶋		敦
同	竹	嶋	修	一
同	澤	井	良	一

記

守口市議会委員会条例の一部を改正する条例

守口市議会委員会条例（平成6年守口市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号を次のように改める。

(1) 総務建設委員会 8人

市長室の所管に属する事項
企画財政部の所管に属する事項
総務部の所管に属する事項
都市整備部の所管に属する事項
会計室の所管に属する事項
選挙管理委員会の所管に属する事項
監査委員の所管に属する事項
固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
公平委員会の所管に属する事項
他の常任委員会に属さない事項

(2) 福祉教育委員会 7人

市民生活部保険課及び保険収納課の所管に属する事項
健康福祉部の所管に属する事項
こども部の所管に属する事項
教育委員会の所管に属する事項

(3) 市民環境委員会 7人

危機管理室の所管に属する事項
市民生活部の所管に属する事項（保険課及び保険収納課の所管に属する事項を除く。）
環境部の所管に属する事項
下水道部の所管に属する事項
水道局の所管に属する事項
農業委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。